

境海上保安部長公示第 7－2 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により、松江港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第 39 条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 23 日

境海上保安部長

松江港嫁ヶ島周辺海域における航泊の禁止について

松江港嫁ヶ島周辺海域において、2026 松江水郷祭湖上花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止（花火関係船、警戒船、巡視船等境海上保安部長が認めた船舶を除く。）する。

なお、荒天等により当該行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和 8 年 8 月 1 日（土） 19 時 30 分から 21 時 15 分までの間

令和 8 年 8 月 2 日（日） 19 時 30 分から 21 時 15 分までの間

ただし、花火打上の終了時刻に変更があった場合は、打上終了時をもって禁止措置を解除する。

2 区域（別図参照）

次に掲げる地点のうち、アとイを結んだ線、ウとエを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア 北緯 35 度 28 分 02.5 秒 東経 133 度 02 分 57.9 秒

イ 北緯 35 度 27 分 53.0 秒 東経 133 度 03 分 09.6 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 12.0 秒 東経 133 度 02 分 55.0 秒

エ 北緯 35 度 27 分 53.5 秒 東経 133 度 02 分 20.0 秒

3 標識（別図参照）

航泊禁止区域を明示するため、次のとおり標識灯及び灯浮標が設置される。

（１）ア、イ、ウ、エ

標識灯（単せん白光、毎 4 秒 1 せん光、光達距離 3.0 キロメートル）

（２）アとイを結んだ線上

灯浮標（単せん黄光、毎 4 秒 1 せん光、光達距離 2.7 キロメートル）

4 基

4 備考

航泊禁止区域周辺海域には、青色点滅灯を設置した警戒船 10 隻が配備される。

別図

松江港嫁ヶ島周辺図



船舶の航泊を禁止
※花火関係船、警戒船、巡視船等
境海上保安部長が認めた船舶を除く